

障害者活躍推進計画

機関名	八幡市消防本部
任命権者	消防長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日(5年間)
消防本部における障害者雇用に関する課題	八幡市消防本部においては、法定雇用率の除外の職種であることから、これまで障害者に限定した募集・採用は行っていないことから、組織的な体制整備は特段行ってこなかった。
目標	
①採用に関する目標	○正規職員については、法定雇用率の除外の職種であることから、障害者に限定した募集・採用は行わないが、障害者雇用の推進に関する理解を促進する。
②定着に関する目標	なし
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	
(1)組織面	○当面の間は、障害者雇用推進者市長部局で選任された者とし、必要に応じて選任するものとする。
(2)人材面	○当面の間は、障害者職業生活相談員についても、市長部局で選任された者とするが、中途障害等で在籍する雇用障害者数が増えた場合等、必要に応じて障害者職業生活相談員を選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、京都労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1)職務環境	○職員が中途障害者となった場合には、面談等により必要な配慮等を把握し、必要な措置を検討する。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
(2)働き方	○職員が中途障害者となった場合には、年休や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。
(3)その他の人事管理	○職員が中途障害者となった場合には、必要に応じて面談等を実施し、状況把握・体調配慮を行う。 ○職員が中途障害者となった場合には、障害特性に応じた配慮等の措置について検討を行う。 ○中途障害者について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮等を検討する。
4. その他	
	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。